

財政制度に係る国との調整状況について

（H30.2.22時点）

平成30年2月22日

大都市制度（特別区設置）協議会

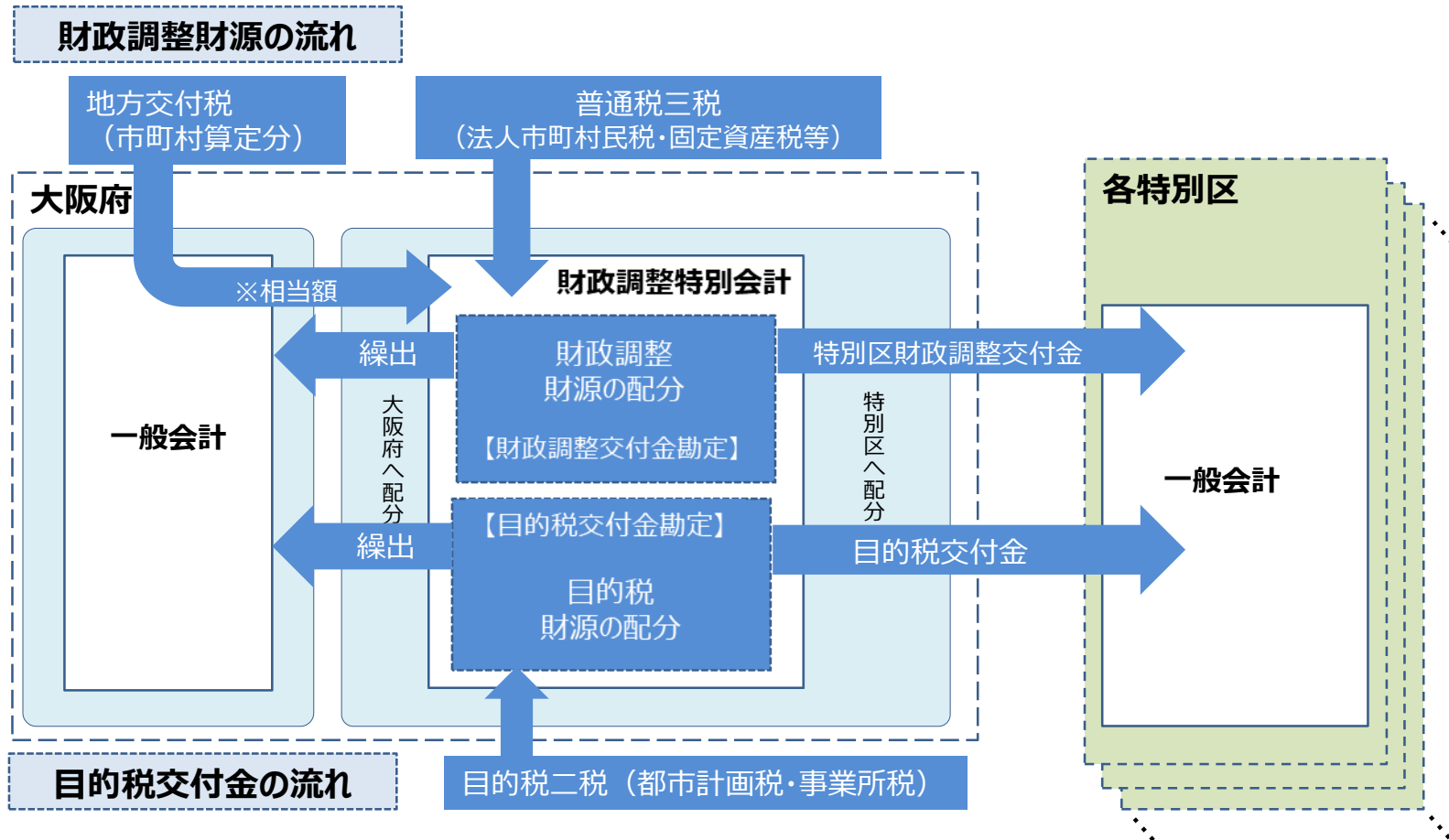
事務局：副首都推進局

(1) 財政調整

素案における考え方 (国との調整内容)	国の回答意見
◆ 現行法上の普通税三税（法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税）に加え、「条例で定める額」を特別区財政調整交付金総額に加算できるよう地方自治法等を改正 ○普通税三税だけでは財政調整を安定的にカバーできない状況 ○制度を安定的に運営していくためには、地方交付税相当額を加えることが不可欠 （特別区素案「財政－１２」より） ◆ 臨時財政対策債については、現行制度どおり、他の市町村と同様に特別区が発行 ※	■ 特別区財政調整交付金の額が、大阪府と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図る必要など同交付金の目的を達成するための額を下回るおそれがある場合には、大阪府は、同交付金の額に「条例で定める額」を加算することを可能とする方向で検討

※臨時財政対策債については、引き続き検討中である旨を確認

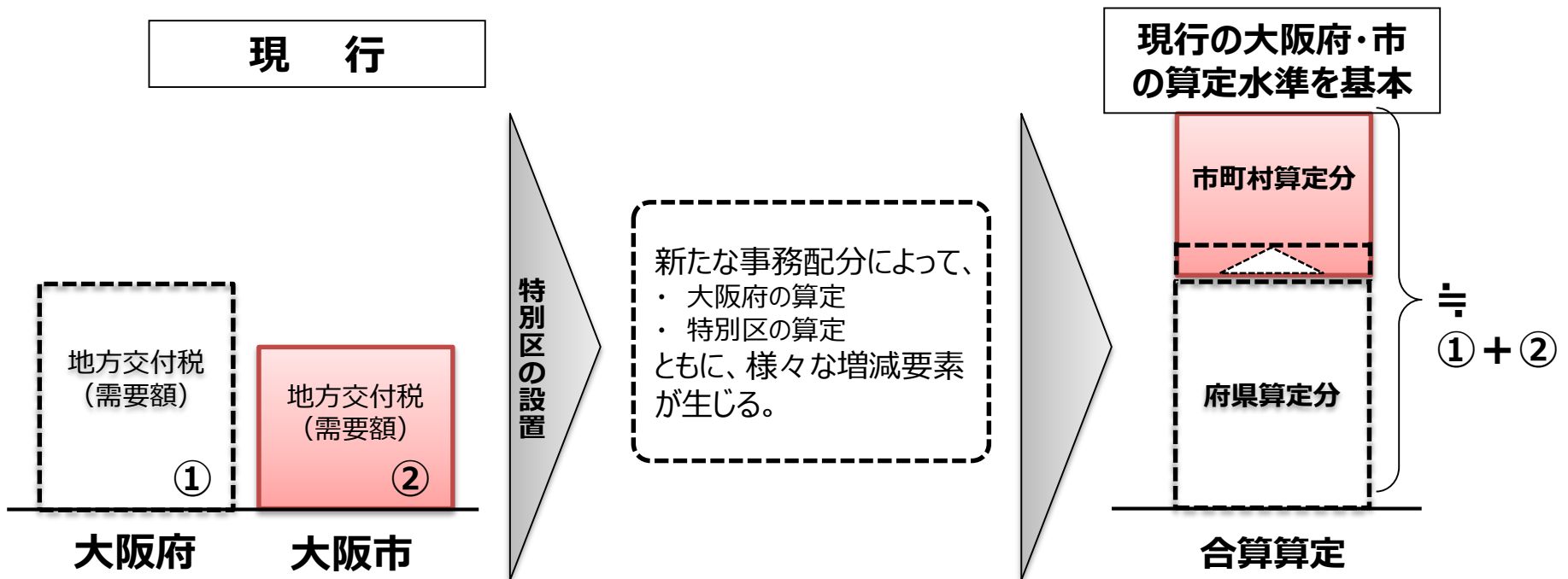
財政調整（イメージ図）



(2) 地方交付税

素案における考え方 (国との調整内容)	国の回答意見
◆ 地方交付税の算定は、現行の都区制度と同様、全特別区を一つの市とみなし、大阪府と合算して算定（合算算定） ◆ 交付税算定は、総額としては現行の大阪府・大阪市における算定水準の維持を基本 ※	■ 地方交付税については、現行制度どおり合算算定とする方向で検討 ■ 現行の大阪府・大阪市の算定水準を基本とする方向（事務分担等を踏まえ、国において算定）で検討

※民営化後に継続される地下鉄に係る交付税措置の取扱いについては、引き続き検討中である旨を確認



(3) その他 (健全化判断比率(実質公債費比率等))

国との調整内容

◆ 発行済みの大阪市債(既発市債)を大阪府に承継し、償還することによる健全化判断比率の算定方法

○既発市債の承継と負担について、

- ・ 既発市債については、大阪府に承継
- ・ 特別区が負担する既発市債の償還分は、各特別区が大阪府に償還負担金を支出
- ・ なお、特別区の負担分全体を各特別区共有の債務と位置づけるための債務負担行為(①)を設定
- ・ その上で、各特別区の分担額を明確にする必要から、人口按分を基本に「各特別区の償還負担金」に係る債務負担行為(②)を設定 ※①は②に係る額を除いて計上



○こうした方法を前提に、

- ・ 大阪府の比率算定は、特別区の償還負担金を特定財源(算定式のB)として控除
- ・ 特別区の比率算定は、各特別区の償還負担金を準元利償還金(算定式のA)として算入

* 将来負担比率も同様に算定

大阪府の比率算定においては、将来負担額(E)のうち特別区が償還負担する額を特定財源見込額(G)として控除。特別区の比率算定においては、償還負担金に係る債務負担行為残高を将来負担額(E)として算入

国の回答意見

※(特段の回答意見なし)

[参考]

【実質公債費比率 算定式】

地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

$$\frac{\text{地方債の元利償還金及び準元利償還金 (A)} - \left[\text{Aに充当される特定財源 (B)} + \text{Aに係る基準財政需要額算入額 (C)} \right]}{\text{標準財政規模 (D)} - \text{Aに係る基準財政需要額算入額 (C)}}$$

* 将来負担比率 算定式

地方公共団体が借入金(地方債)など将来負担すべき負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

$$\frac{\text{将来負担額 (E)} - \left[\text{充当可能基金額 (F)} + \text{特定財源見込額 (G)} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 (H)} \right]}{\text{標準財政規模 (D)} - \text{Aに係る基準財政需要額算入額 (C)}}$$

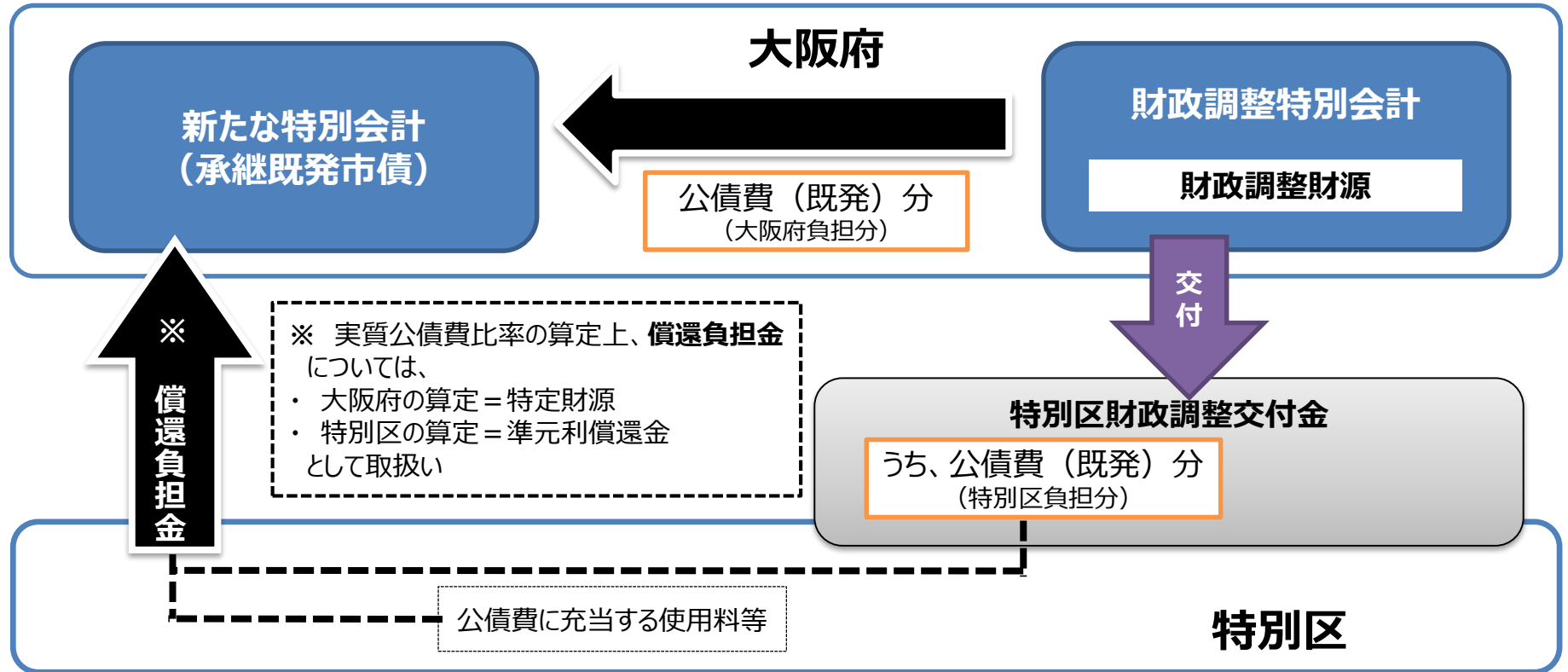
※前回協定書策定時の協議結果のとりの趣旨である旨を確認

[参考] 前回(H26.1.31 大阪府・大阪市特別区設置協議会資料)

健全化判断比率(実質公債費比率・将来負担比率)

新たな広域自治体に承継する既発市債の償還については、特別区が新たな広域自治体に償還負担金を支払うことを前提とし、その上で、特別区の健全化判断比率では各特別区の償還負担金を算入し、あわせて、新たな広域自治体の健全化判断比率では特別区の償還負担金を算入公債費等に係る特定財源として控除するものとして取り扱う方向で検討します(現行法令のとおり)。

既発市債にかかる公債費負担の流れ（イメージ図）



（参考）実質公債費比率の算定イメージ（平成27年度決算による算定結果をもとに仮試算）

	大阪府 現行	大阪市 現行	大阪府 (注)	特別区 全体 (注)
実質公債費比率 H27 (単年度)	18.1%	8.6%	18%程度	8%程度
実質公債費比率 H25～H27の平均	19.4%	9.2%	19%程度	8%程度

注 ・特別区の償還負担金は、大阪府の算定では特定財源として控除し、特別区の算定では準元利償還金として算入しているが、機械的に行っているため、幅をもって見る必要がある

・平成29年9月29日 特別区（素案）の数値により算定